

## 第9回市民文化ホール建設委員会議事概要

日 時	平成 23 年 9 月 22 日(木) 18 時 00 分～19 時 00 分
場 所	福祉会館 3 階会議室 2
出席者	<p>委 員 土井健司、徳永幸夫、石川 進、石川 久、井上 仁、大西高義、近藤達之介、齊藤 正、鈴木千明、鈴木 太、高畠澄江、土谷浩也、藤原達也、古川静枝、星川将一、村上典夫、守谷一郎、守谷和久、四国中央警察署</p> <p>事務局 岡企画財務部長、河村文化ホール建設推進室長、今村室長補佐 吉岡建築住宅課長補佐、文化ホール建設推進室 石川、加地、福田</p>
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	

### (協議概要)

項 目	協議概要
■会議の成立について報告	委員長:委員 24 名中、ただ今 15 人の出席により委員の過半数の出席を確認したので委員会は成立。
■委員会の公開、非公開について採決	委員長:本日の議題について非公開とすべき内容がないので公開することで提案したいが反対と思われる方はいるか。(反対意見なし)反対意見がないので本委員会についてはすべて公開とします。
■議題について	<p>今回は施設計画概要書(案)について協議を進めたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議事概要について</li> <li>・施設計画概要書(案)</li> </ul>
■議事概要と公表資料について	<p>・第 7 回建設委員会の議事概要と公表資料について説明。</p> <p>公表資料 → 庁内要望一覧</p>
■施設計画概要書(案)について	委員長:施設計画概要書(案)の加筆・修正箇所について意見を。庁内要望については、これまでの協議内容を基に仕様作成部会にてまとめたい。

<資料説明:事務局>

市民文化ホール施設計画概要書(案)加筆版の加筆・修正箇所について

<意見>

委員:共通ロビーの表現が基本構想のエントランスホール部分となるが、エントランスホールの多様性、可能性が大きいので表現が足りないのでは。書道パフォーマンスの表現も必要では。

委員:CATV オープンスタジオは後でも対応可能だが、FM局の公開放送用の防音スペースや設備については記載が必要では。

委員長:委員の意見を反映する。

<屋外エリアについて>

前回欠席するため預かっていた委員長の意見を報告

○委員長意見

①市民文化ホールを整備するエリア

・市民文化ホールへの搬入車両等の項目については市で検討する項目なので削除してはどうか。

・「芝生広場、親水公園」の表現を「芝生・親水広場」の表現にしてはどうか。

②駐車場等を整備するエリア

・将来周辺駐車場と連携することを留意して計画した方がよいのでは。表現を追加してはどうか。

○委員長補足

・車両関係については専門的な部分になるので市で検討し概要を考慮し、委員会の意見も踏まえ盛り込む。現段階では検討しない。

・「芝生広場、親水公園」の公園とは広場と違い、都市計画上、施設・環境整備が伴うものが公園である。費用を抑えるために人が交流できる「芝生・親水広場」という位置付けでどうか。

<貸館について>

委員:現在(社)法皇青年会議所は川之江会館の1階を利用しているが、川之江会館を滅失することにより利用できる事務所が無くなる。このような団体は屋外エリアの仮設商業スペースに入るという解釈でよいか。

委員長:市の考えによるのでは。

事務局:基本構想での想定と委員の意見とは相違がある。イベント開催時のみ利用を想定している。

委員:屋内、屋外を含めて貸館は考えていないのか。

事務局:期間を定めて事務所として貸すことは想定していない。ユーホールの貸館を想定している。

委員:基本構想では屋外の商業スペースはイベント時に無料で開放する施設が必要なため記載している。

委員:基本構想の貸館スペースは館内でレストラン等の貸しスペースを確保すればよいということで記載している。

委員:川之江会館1階の利用は旧川之江市が認めたから利用できている。社団法人格のある全てを入れるのは困難。今後の運営を考えると区別できないのでは。

委員:面積に余裕があれば貸しスペースをつくってもよいのでは。常時利用する団体もスペースが必要になってくるので、最初に貸しスペースの確保が必要では。

委員:利用する要望があるのなら要望書等を提出してはどうか。

委員:文化ホールの敷地にどのようなものを入れるかは、建設委員会の検討項目ではないのでは。

委員:貸しスペースの確保は必要と思うが、基本構想の貸館事業とは。

委員:今まで川之江・三島両会館を利用してきた人の意見は考慮する必要があるのでは。

委員長:貸館事業に対するスペースの需要はあると受け止める。委員会で重要性を重く認識する扱いとしたい。

#### <屋外施設について>

委員:災害時避難拠点として、例えば総理官邸の親水広場のようにヘリポートを計画してはどうか。

委員長:場合によっては親水広場をヘリポートとして利用できるよう柔軟性のある利用の仕方について記載したい。

委員:必要であればヘリポートスペースとして位置付けるのもよいのでは。

委員長:災害時のことを考えると、「例えば」という表現はいらぬ。強く表現し、「公園」の表現は削除する。

委員:②駐車場を整備するエリアの2項目目の表現は不要では。どのような意味があるのか。

空間創造研究所:敷地が2つの用途地域に分かれており、第1種中高層住居専用地域には文化ホールは建築できず、近隣商業地域への建築が前提となる。建築の指導で区画分けの指導が予想されるため記載している。

委員:敷地が近隣商業地域と第1種中高層住居専用地域に分かれており分断しないと使えないので、2つの用途地域をつなぐ歩道の配置が必要であると表現を置き換えた方がよいのでは。他の意味にとりかねない。

委員長:分かりにくい表現は避け、業者が設計する際、配慮の背景がわかるように記載に。「公園」の表記も削除を。

<雨天時利用可能スペースについて>

委員:雨天時でも利用できる屋根付のスペースは必要ないのか。雨天時でも子供を連れてきて安心して遊べるスペースがあれば。

委員:霧の森のステージの活用から、併設した屋根があるとイベントが容易なので、配慮できる設計を提案してほしいということでしょうか。

委員長:雨天でも利用できる交流の場づくりという表現としたい。

委員:屋根があれば多目的に利用できるのでは、建物に併設できるような方策を考えてほしい。雨天時でもマルシェで買物ができるようにすればよいのでは。

委員:デザインとして一部屋根を出し、その結果、多目的に利用できる設計を望む。

委員長:文化ホールと外構部分が連続している設計ということか。

委員:そうである。

<バリアフリーについて>

委員:駐車場を整備する屋外エリアについてバリアフリーの記載を。

委員長:雨天時でも利用できるホール内外の空間が連続的であること、エリアとエリアを結ぶバリアフリー、ユニバーサルデザインに基づく歩道の記載が必要になる。

空間創造研究所:屋外空間も含めた全ての施設についてバリアフリー化を含めたユニバーサルデザインへの配慮を追加する。

<野外ステージについて>

委員:芝生広場の隅に小さいステージがあればイベントに活用できるので記載してほしい。イメージは霧の森のステージである。

委員長:屋外空間もコンベンション、交流の場としてイメージすると、例えばシェルター機能、ステージが必要になってくる。

委員:屋外の空間を区分した時、野外ステージエリア等を入れると全体の意匠にかかわってくるので慎重に提案してほしい。記載の仕方に工夫を。

委員長:ホール単体を多機能化しないことは重要であるが、外構を含めた空間全体を見ると各エリアには特徴が明確に出るようにし、空間全体を捉えた時は複合機能であることを意匠に反映してほしい。

委員:野外ステージ一つとっても、一定の面積以下にすると使い勝手が悪く利用されない。施設計画概要書に1行入れることによって設計者に混乱をきたすのでは。

委員長:仕様作成部会で慎重に考えていただきたい。

委員:野外ステージを含め周辺環境を考慮し可能な事、不可能な事を見極める必要があるのでは。

■その他

委員長:屋根は必要だが、野外ステージは人工物的にはつくらず、広場に土を盛りステージとして利用できる程度でよいのでは。

<屋根について>

委員:屋根については利用頻度や建築費を考慮する必要がある。外につなぐ屋根と書道パフォーマンス甲子園、コンベンションが可能な屋根は倍以上の大きさの差があるので、内容をまとめておいた方がよい。

委員:ホールと芝生広場との緩衝エリアと考えるなら綾歌総合文化会館の半分程度で十分だが、書道パフォーマンス甲子園やコンベンションの機能を持たせるなら1.5倍の広さが必要になるのでは。

委員長:雨天時でも子どもが利用できるよう考え、ホールの内外空間と連続性がとれる屋根程度とし、コストを圧迫しないことも重要である。利用方法については限定的になるがよいか。

委員:芝生広場の横にステージがあって、コンサートがメインではなく子どもの教室等ができるイメージを持っている。

委員:今の表現以上にするとデザインにも影響してくるのでは。今程度の表現で十分である。

委員長:それぞれ意見の反映については事務局でお願いしたい。施設計画概要書の表現は仕様作成部会で十分検討を。

委員長:この建設委員会では、施設計画概要を含めたプロポーザルコンペ応募要領(案)を作成し市へ提出することになる。市はこの応募要領(案)の提出を受け、市議会の意見を伺い、法的な規制なども検討し最終的に応募要領を決定することになる。

委員:人づくり支援センターは建設委員会の検討項目に入っているのか。文化ホールの予算に含まれているのか。

事務局:敷地内に併設されるが建設委員会の検討項目には入っておらず、市で考察する。予算も別である。デザインは文化ホールと違和感のないようにするのが前提条件である。

委員長:ひとづくり支援センターは文化ホールと調和するようお願いしたい。

(閉会)